



固定資産税について

新たに次の特例措置が創設されましたのでお知らせします。

○長期優良住宅(200年住宅)に係る固定資産税の特例措置の創設

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の施行の日（平成20年10月1日予定）から平成22年3月31日までの間に新築された長期優良住宅について、新築から5年度分（3階建て以上の耐火住宅にあっては7年度分）に限り、当該住宅に係る税額（一戸あたり120平方メートル相当分までに限る。）の2分の1を減額する特例を受けることができます。

※注：これらの特例措置は、現行の新築住宅特例に代えて適用します。

▶ 要件

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定基準（耐久性、可変性、維持管理の容易性等）に基づき、行政庁（高知県）の認定を受けて新築された住宅であること。

※床面積等の要件は、現行の新築住宅特例と同様とする。

▶ 申請の手続き

認定を受けて新築された長期優良住宅であることを証する書類を添付して、税務課、吾北総合支所住民課、本川総合支所住民課に申告してください。

○省エネ改修工事を行った既存住宅に係る固定資産税の減額措置の創設

平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間

に、一定の省エネ改修工事を行った場合、翌年度分に限り、当該住宅に係る固定資産税の税額（120平方メートル相当分までを限度）の3分の1を減額する措置を受けることができます。

▶ 要件

次の①から④までの工事のうち、①を含む工事を行っていること。

- ①窓の改修工事（二重サッシ化、複層ガラス化など）
- ②床の断熱改修工事
- ③天井の断熱改修工事
- ④壁の断熱改修工事

※注：①から④までの改修工事により、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合することになること。

- ・当該改修工事が平成20年1月1日以前に建築された住宅（賃貸住宅を除く。）において行われること。
- ・当該改修工事に要する費用が30万円以上であること。

▶ 申請の手続き

納税義務者の方は、改修後3か月以内に建築基準法に基づく建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関が発行した証明書及び改修工事の見積書、領収書、工事前後の写真等を添付して税務課、吾北総合支所住民課、本川総合支所住民課に申告してください。なお、本年4月1日から工事に着手し9月30日までにすでに改修工事を完了されている場合は、申し出てください。

▶ 問い合わせ

税務課 固定資産係
吾北総合支所住民課
本川総合支所住民課

☎ 893-1118
☎ 867-2300
☎ 869-2112

コミュニティ助成事業



コミュニティ助成事業は、(財)自治総合センターが、宝くじの受託事業収入を財源として、コミュニティの発展を図るために必要な施設・備品等に対して助成するもので、平成20年度は、夏祭り用品購入事業に助成されました。

いきいき寺野では、当事業により夏祭り用品等を購入しました。また7月20日には、地区内外から多くの方々が参加し、盛大に夏祭りを開催しました。

この設備等の活用を通して、コミュニティ活動が助長されることが期待されます。

(地域振興課)

お知らせ

「高知矯正展」の開催

日時 11月1日(土)～3日(月)

10時～19時

場所 イオンモール高知2階「イオンホール」

主催 高知市秦南町1-4-8

共催 高知刑務所

開催内容 高知少年鑑別所

(1) 矯正資料コーナー

ア 被収容者の文芸作品の展示
矯正教育の現状をVTR、パネル等で紹介

ウ 被収容者用模擬居室の展示

(2) 性格検査の体験コーナー
専門の心理技官による性格検査の体験実施

(3) 刑務所作業製品の展示即売

社会復帰への願いを込めて、

かん養と職業的技能及び知識

取得のため、毎日作業に励んで

いる受刑者が製作した作業

製品を展示即売します。

刑務所等の矯正施設で製作し

ている製品の中から木工、工

芸品、漆器製品、革製品、そ

の他多数の製品を出品する予

定です。

問い合わせ

高知刑務所(代表)

高知刑務所作業担当(直通)

☎ 866-5454